

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

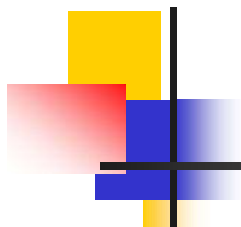
証券取引等監視委員会
委員 浜田 康

令和2年4月6日



目次

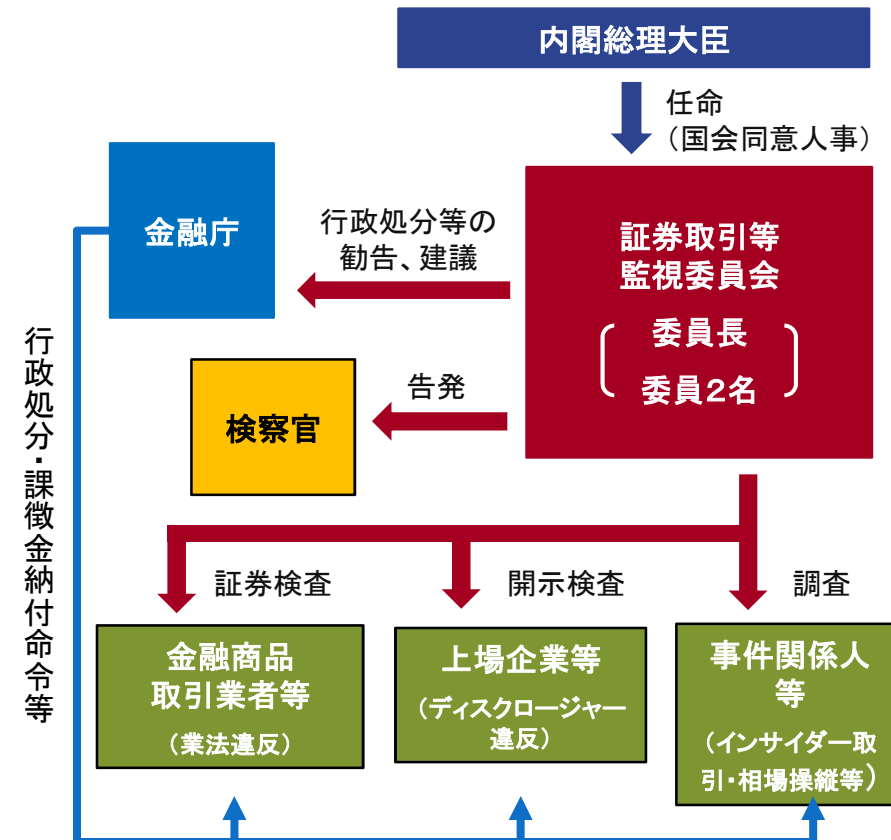
1. 証券取引等監視委員会について …… P2
2. 中期活動方針(第10期)について …… P5
3. 直近の勧告等の事例 …… P20



1. 証券取引等監視委員会 について

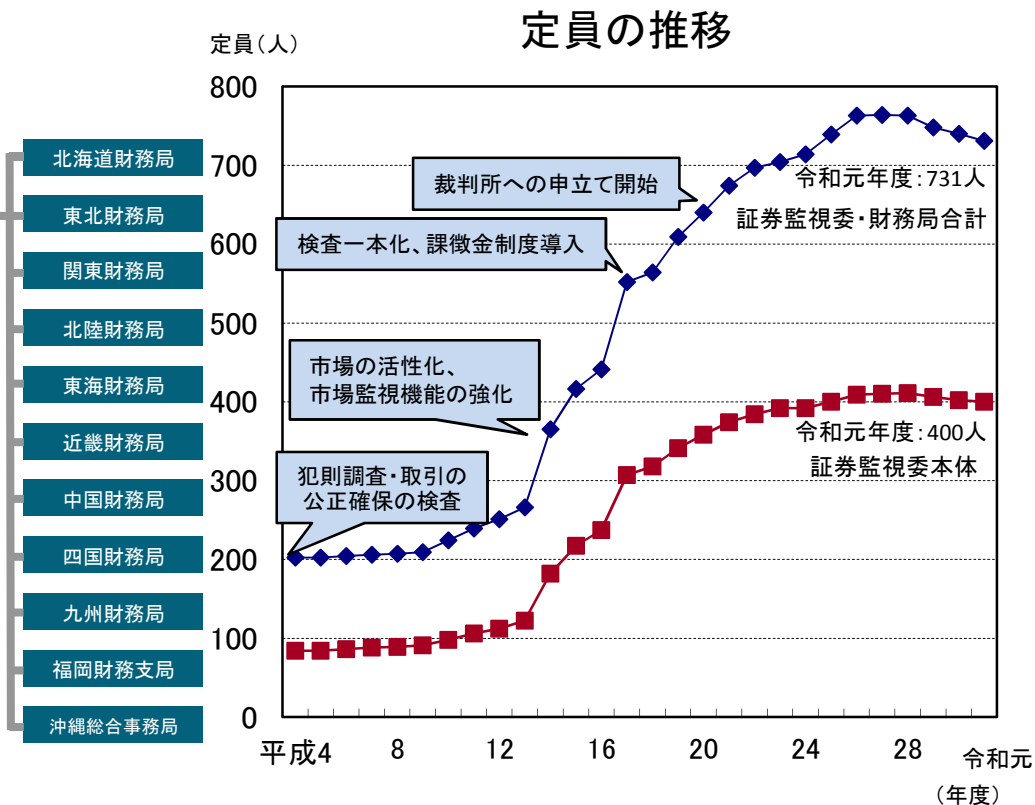
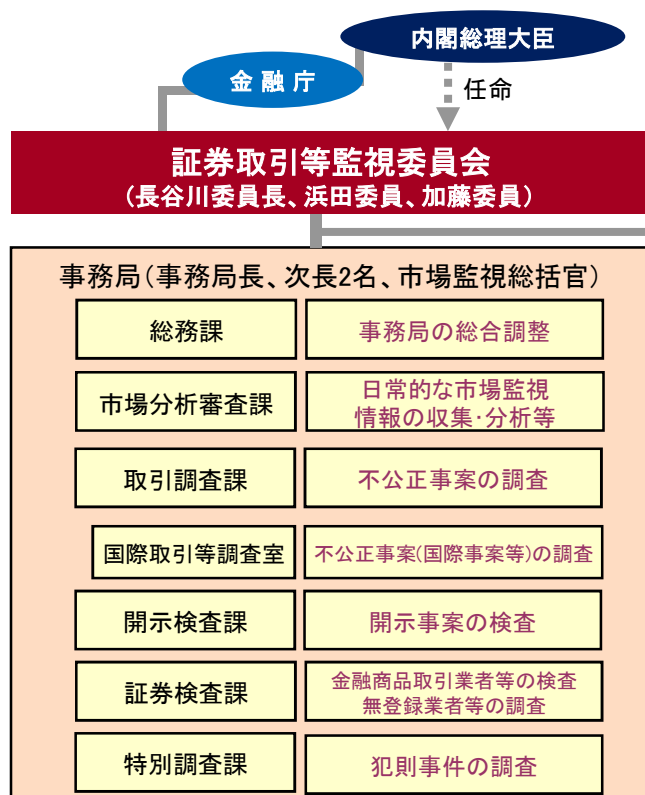
証券取引等監視委員会の組織・目的

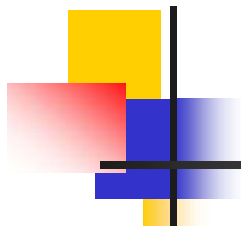
- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は731名(令和元年度末定員。うち、証券監視委は400名)。





2. 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

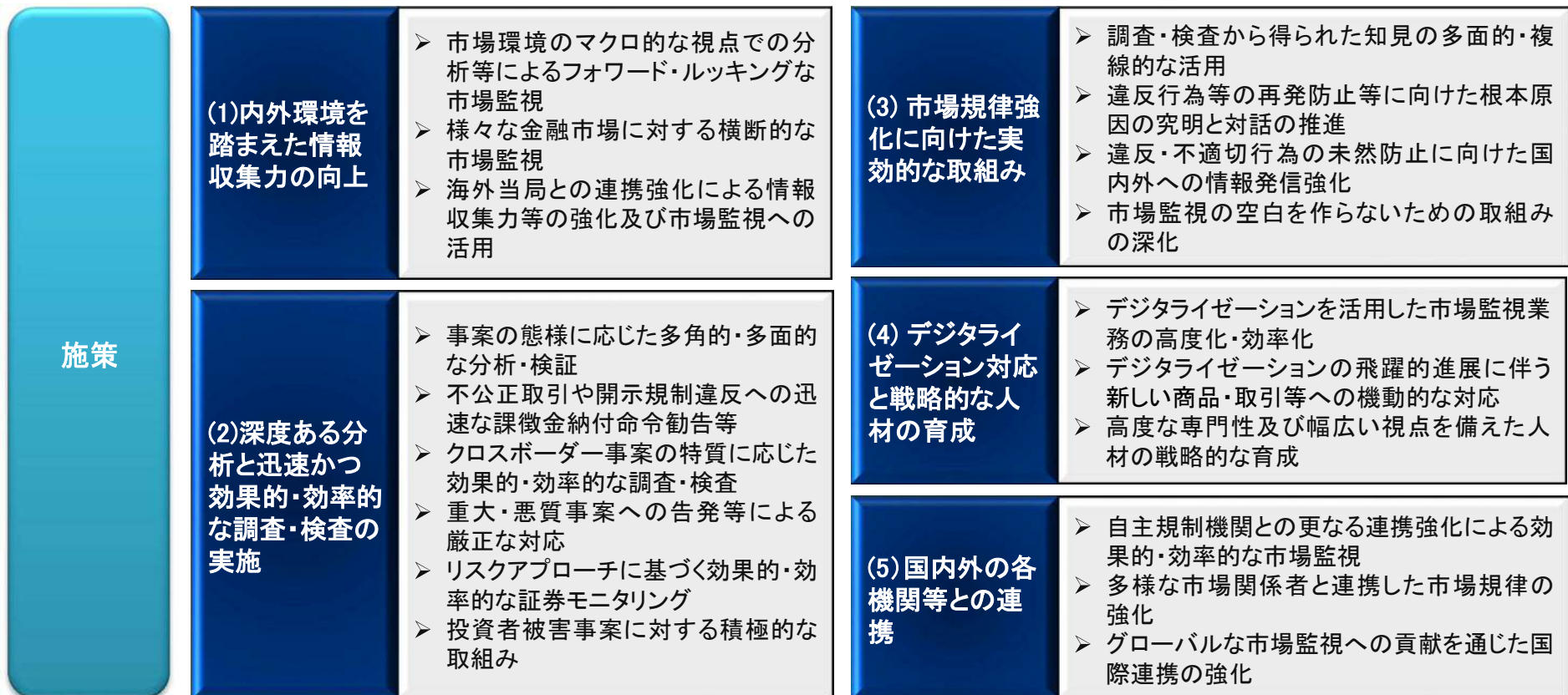
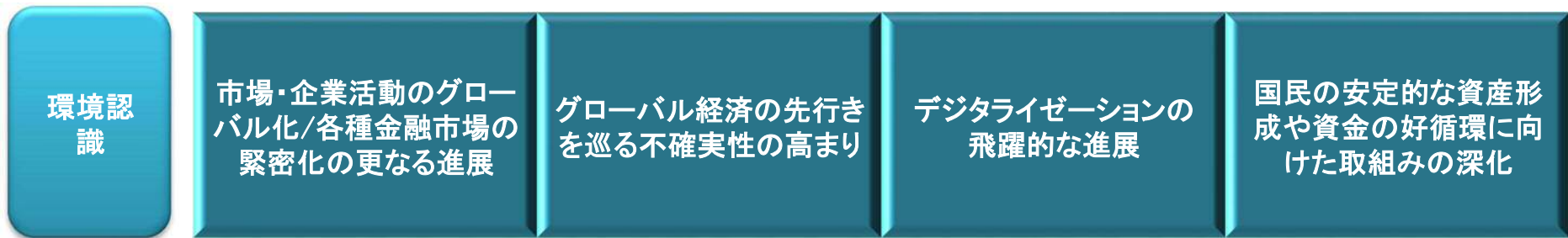
- ・新たな商品・取引等への対応
- ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・全体像の把握(部分から全体へ)
- ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・問題の早期発見・着手
- ・早期の対応による未然防止
- ・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・問題の根本原因の究明
- ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握



PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し



証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献



証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視



証券監視委の活動理念

公正・中立

説明責任

フォワード・ルッキング

実効性・効率性

関係機関との協働

最高水準の追求



証券監視委を取り巻く現在の環境

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタイゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化



目標

1. 網羅的な市場監視(広く)

- (1) 新たな商品・取引等への対応
- (2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- (3) 高齢者を含む多様な投資者の保護
- (4) 全体像の把握(部分から全体へ)
- (5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

2. 機動的な市場監視(早く)

- (1) 問題の早期発見・着手
- (2) 早期の対応による未然防止
- (3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

3. 深度ある市場監視(深く)

- (1) 問題の根本原因の究明
- (2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握



目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

⇒ 国内外の経済情勢等を踏まえた業種・企業等に係る情報収集・分析を行い、調査・検査の端緒として活用

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

⇒ 株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場に対する横断的な監視

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

⇒ 海外当局との更なる連携強化により得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報を市場監視に活用



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施①

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

⇒ 取引の複雑化/企業のグローバル化の進展等を背景とした非定型・新類型の事案等についても分析・検証を的確に実施

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

⇒ 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施し、不公正取引等の実態を解明

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

⇒ 不公正取引の態様、関係者の所在地等に応じて、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携による実態解明



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施②

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

⇒ 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

⇒ オフサイト・モニタリングにおいては、グループ全体の戦略等の特性を勘案し、多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定

⇒ オンサイト・モニタリングにおいては、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

⇒ 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリング等の実施



目標達成のための5つの施策

3. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

⇒ 調査・検査で得られたインテリジェンス情報等を市場監視業務全般に活用

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

⇒ 違反行為等の根本的な原因を究明し、調査・検査先との深度ある議論/問題意識の共有による違反行為等の再発/未然防止

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

⇒ 市場における自己規律強化の観点から、個別勧告事案等の公表等における具体的でわかりやすい情報発信を実施
⇒ 投資者被害の未然防止に資する注意喚起等の情報発信を充実

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

⇒ 監視の目の行き届きにくい商品・取引等への的確に対応



目標達成のための5つの施策

4. デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

⇒ 取引監視システム等におけるデジタイゼーションの一層の活用を推進

(2) デジタイゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

⇒ 新たな商品・取引等に対し網羅的な監視が行えるよう機動的な検討・対応

⇒ デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成



目標達成のための5つの施策

5. 国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

⇒ 自主規制機関が更に主体的な役割を果たすことに資するよう監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等による監視態勢の更なる強化/市場環境の整備

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

⇒ 投資者保護等に関連する新たな関係機関等との連携の拡大

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

⇒ 二国間及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献



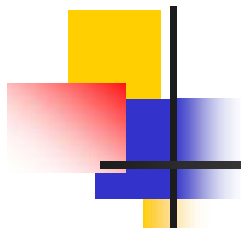
最後に

○ 証券監視委自身のPDCA

⇒ 市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

○ 外部の有識者の意見の活用

⇒ 外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施



3. 直近の勧告等の事例

A社に係る課徴金納付命令勧告

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) **連結財務諸表**

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、A社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
- ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
- ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
- ・ 架空棚卸資産の計上等

< 事案概要 >

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

A社は、A社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

これらにより、A社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

< 本事案の特色 >

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、A社の会計監査人に関し、A社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

B社に係る課徴金納付命令勧告

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 役員報酬等**
 - 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等

虚偽記載

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示
等

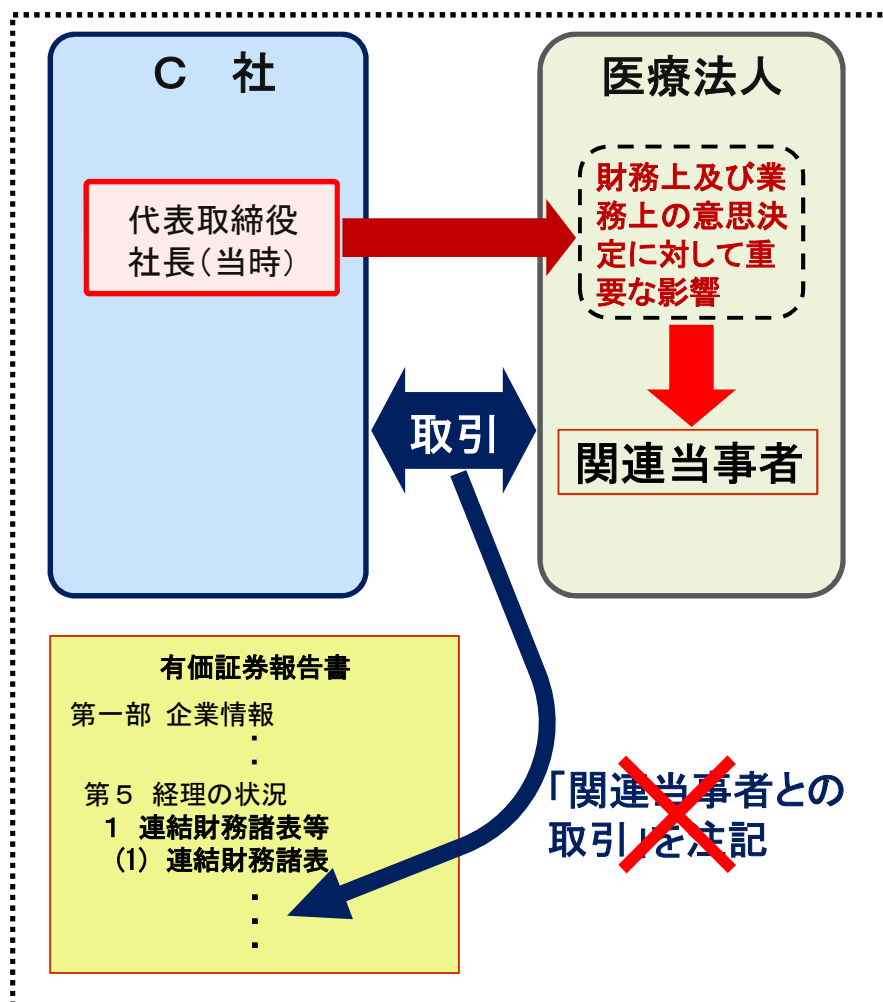
<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要
 - B社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、
 - 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
 - これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等
 について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

C社に係る課徴金納付命令勧告



<事案概要>

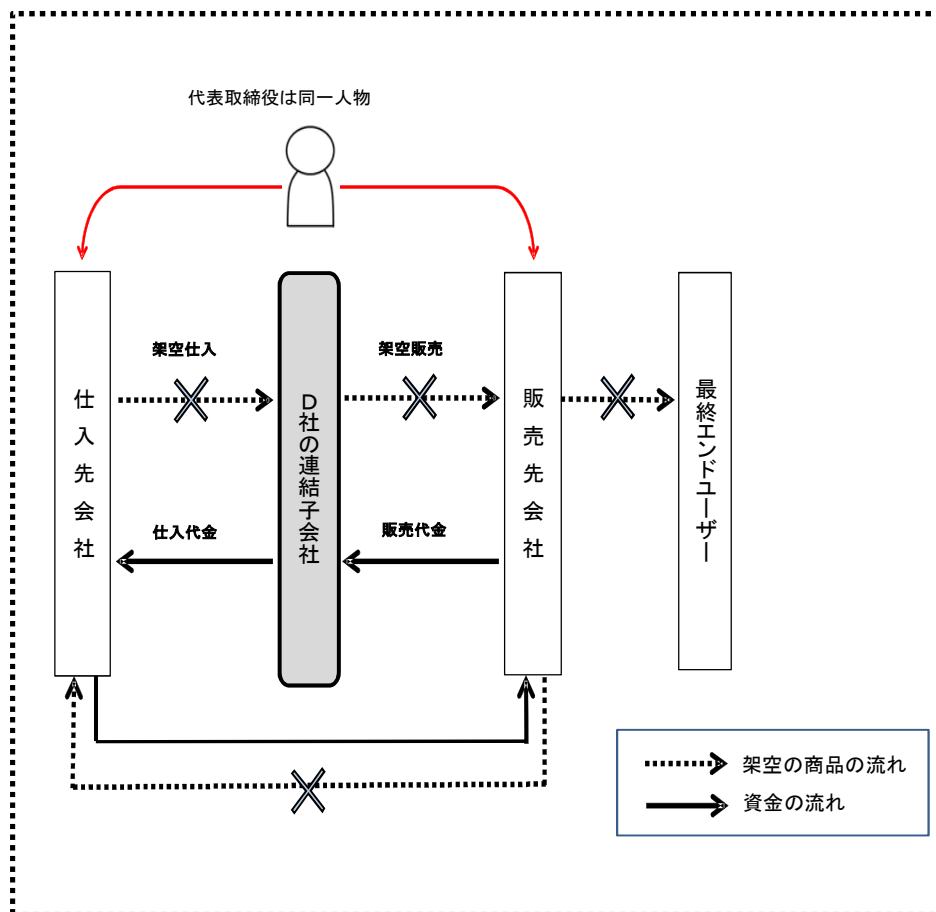
- ・ 課徴金額 2億2,385万円
- ・ 概要

C社の代表取締役(当時)が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響を有していた医療法人はC社の関連当事者に該当し、C社は、当該医療法人との取引を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行わなかった。これにより、C社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみを以て、重要な事項の不記載として認定した初の事例。

D社に係る課徴金納付命令勧告



<事案概要>

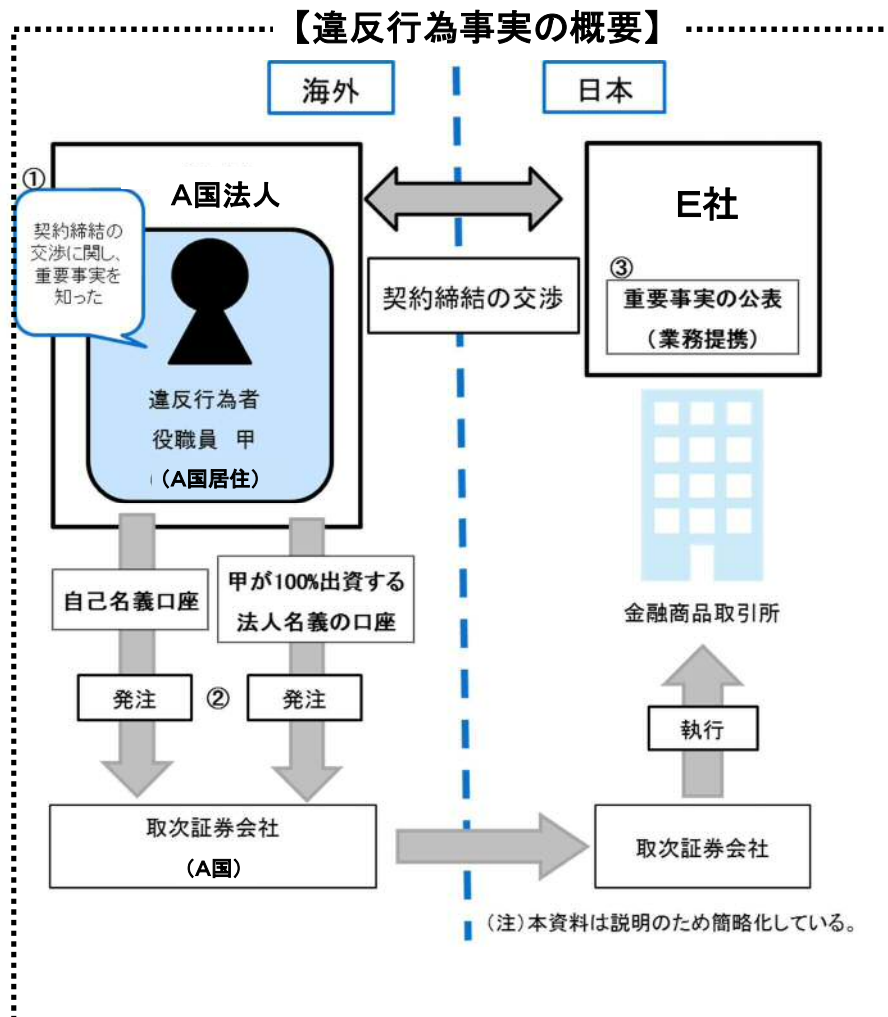
- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

D社(有価証券報告書提出会社)の連結子会社が、同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での架空取引(資金循環取引)を行い、売上を過大に計上する等の不適正な会計処理を行ったもの。

<本事案の特色>

本事例における同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での架空取引(資金循環取引)と同様の架空取引を行っていた他の2社に対しても、課徴金納付命令勧告を実施した事例。

海外に居住するE社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引



<事案概要>

- ・ 課徴金額 1億9,625万円
- ・ 概要

日本のE社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていたA国法人の役職員が、E社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、E社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

F社への検査結果に基づく行政処分勧告について

【違反行為事実の概要】

経営陣、
営業本部等

営業員

米国株式の乗換勧誘、
虚偽表示・誤解表示

売買(手数料)

高齢顧客

※ 経営陣は、問題を把握したが、改善を指示せず。
営業部門の責任者は、社内検査で何度も問題を指摘されたが、営業員に手数料目標の達成を要請。

<事案概要>

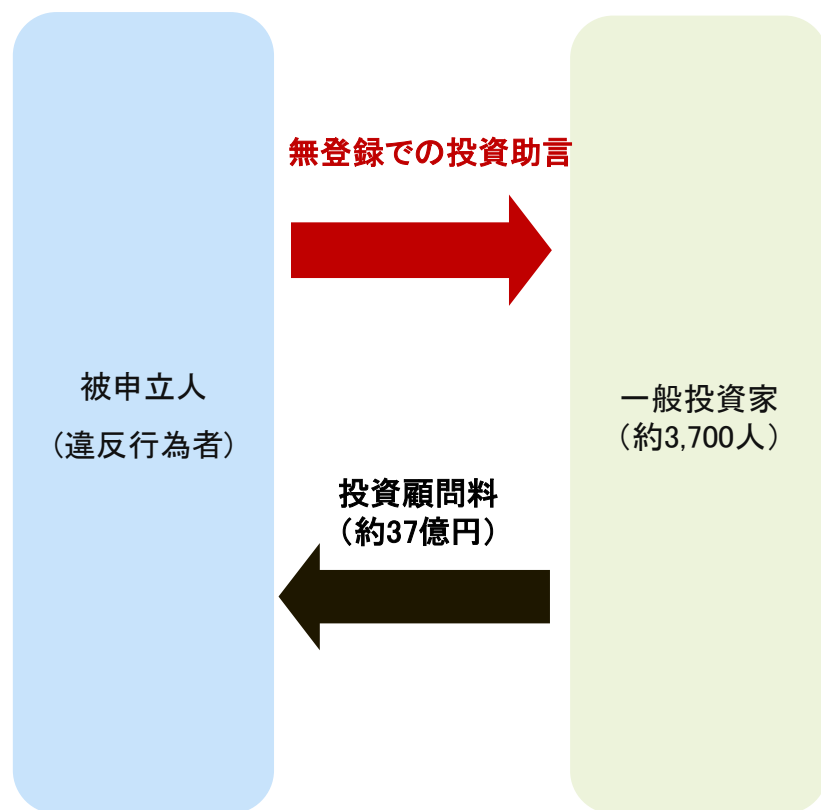
多数の営業員が、高齢顧客に対し、米国株式の乗換の勧誘に応じてもらうため、売却損失を実際の額より過少に伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生じさせる表示を行っていたもの。

<本事案の特色>

- ・ 収益を優先する企業風土が強く根付いており、コンプライアンスを軽視していた結果、米国株式取引の勧誘において虚偽表示等の法令違反が認められた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分：業務改善命令

G社及びその役員等による金商法違反行為に係る裁判所への禁止命令等発出の申立て

【違反行為事実の概要】



< 事案概要 >

- ・ 無登録業者による法令違反行為について、裁判所へ禁止・停止命令の申立てを行ったもの。
- ・ 被申立人(違反行為者)らが、金商業の登録を受けないまま、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の投資実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘し、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から37億円超の投資顧問料を得るなどした。

< 本事案の特色 >

無登録投資助言業について申立てを行った初めての事案。

記述情報(有価証券報告書)の見直し

- 記述情報の記載の充実(※)
(経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等)
- 監査関係の情報の拡充
(監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間等)

- ガバナンス情報の拡充
(役員報酬、政策保有株式等)

2019年3月期~

2020年3月期~

2021年3月期~

企業情報の
開示充実

KAM
全面適用開始

KAM
早期適用開始

「記述情報の開示に関する原則」、
「記述情報の開示の好事例集」の公表

監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」を記載することなど

(※) 経営の目線での開示など、記述情報の開示の考え方等を整理

(参考) 監査の状況に係る改正開示府令のポイント

金融庁資料

改正開示府令のポイント

(2020年3月期から適用 ※ 一部、2019年3月期から適用済)

【監査役会等の活動状況】

- 監査役会等の活動状況として、以下の内容を記載
 - ✓ 監査役会等の開催頻度・主な検討事項
 - ✓ 個々の監査役等の出席状況
 - ✓ 常勤監査役の活動 等

【会計監査に関する情報】

- 会計監査に関する情報の充実に向け、以下の内容を記載

- ✓ 企業が適正な監査の確保に向けて監査人と行っている取組み
- ✓ 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由
- ✓ 監査人監査の評価

2019年3月期から適用済

- ✓ 監査人の継続監査期間
- ✓ 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容
(企業側の負担も勘案して重要性も考慮)

【総覧性の向上】

- 有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている以下の内容を記載

- ✓ 監査人の解任・不再任の方針
- ✓ 監査役会等が監査報酬額に同意した理由
- ✓ 監査人の業務停止処分に係る事項

2019年3月期から適用済

(参考)証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC_JAPAN



※当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口
ではございません。

当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、
裏表紙記載の情報提供窓口をご利用ください。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを
促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.htm>

【概要】 金融商品取引業者等に対するオンサイト・モニタリング(立入検査)及び
オフサイト・モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和元事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.htm>

【概要】 令和元事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリン
グの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



証券監視委の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.htm>

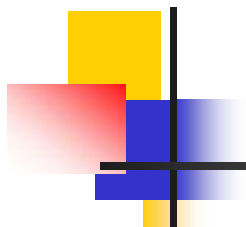
【概要】 証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。



ありがとうございました